

令和3年度 第1回いじめ対策総点検 評価表

学校名 : 巻総合高校  
 訪問日時 : 令和3年 9月 6日(月) 14:00 ~ 16:00  
 対応者 : 校長 教頭 推進教員 生徒指導主事  
 訪問者 : 清水副参事 石山副参事

視点	点検項目		評価基準	評価
1・学校の組織力の強化	1-(1)	校長のマネジメントによるいじめ対策組織の有効機能	A 校長が次の全てを行っている 1 第一次判断に関わっている 2 いじめ対策組織会議を迅速に招集し、対応方針を示している 3 関係児童生徒の聴き取り指示を的確に行っている 4 保護者対応を指示している 5 必要に応じて、SCやSSWの関与を判断している	A
			C 上記1～5の一部を行っている	
	1-(2)	いじめ事案に関する情報共有	A 事案発生直後の職員朝会で全職員に情報共有している	A
			C 以下のどれかにあてはまる 一部の関係職員にのみ情報共有している 月例の職員会議で全職員に情報共有している 情報共有の仕方は決まっていない	
	1-(3)	いじめ事案に関する保護者への連絡	A 特別な事情(児童虐待など)を除き、被害生徒保護者と加害生徒保護者に事案内容と対応策を説明している	A
			C 以下のどちらか又は両方にあてはまる 被害生徒保護者には事案内容と対応策を説明している 中には保護者に説明していないケースがある	
	1-(4)	いじめ対策組織の会議記録	A いじめ対策組織の会議記録について、いじめ対応総合マニュアルの様式を利用して会議記録を作成・保存している	A
			B いじめ対応総合マニュアル以外の様式で作成・保存している	
			C 会議記録は保存していない	
	1-(5) a	いじめ対策組織の会議への専門的な知識を有する者の参加	A スクールカウンセラーがいじめ対策組織の構成員に入っている	C
C スクールカウンセラーはいじめ対策組織の構成員に入っていない				
1-(5) b	いじめ対策組織の会議への専門的な知識を有する者の参加	A スクールカウンセラーに全ての会議の内容について情報共有している	B	
		B スクールカウンセラーに必要に応じて情報共有している		
		C スクールカウンセラーに情報共有はしていない		
2・教職員の意識改革と指導力・対応力の向上	2-(1) 2-(2)	いじめ対応等に関する校内研修	A 校内研修の実施が年3回以上	A
			C 校内研修の実施が年3回未満	
	2-(3)	いじめの認知の状況	A いじめ対策組織に報告があった、いじめと認知すべきものをすべていじめと認知している	C
			C いじめと認知すべきものを認知しなかった案件がある	
	2-(4)	教職員のいじめ防止対策推進法の理解	A いじめ防止対策推進法(2条、23条、28条)を問う質問に対して、教職員の正答率が9割以上である	B
			B いじめ防止対策推進法(2条、23条、28条)を問う質問に対して、教職員の正答率が8割以上9割未満である	
			C いじめ防止対策推進法(2条、23条、28条)を問う質問に対して、教職員の正答率が8割未満である	

視点	点検項目		評価基準	評価
3・相談しやすい体制	3-(1)	いじめに関するアンケートの回答方法の工夫	A 「無記名式」や「持ち帰って記入させる」など、児童生徒が記入しやすくしている	A
			C 学校で「記名式」のみを行っている	
	3-(2) a	定期的な教育相談や児童生徒の悩みを把握する機会の設定	A 定期的な面談において、学級担任・副担任だけでなく、養護教諭や部活動顧問などが、児童生徒の希望に応じた多様な面談を行っている	A
			B 学級担任・副担任のみで定期的な面談を行っている	
	C 定期的な面談は行っていない			
	3-(2) b	A 児童生徒の生活上の悩み等に関する面談を年3回以上実施している	A	
B 児童生徒の生活上の悩み等に関する面談を年2回実施している				
C 児童生徒の生活上の悩み等に関する面談の実施が年1回以下である				
4・保護者との連携	4-(1)	校内いじめ対策についての保護者への周知	A 次のすべてを行っている 1 ホームページに掲載している 2 印刷して保護者に配付している 3 PTA総会・学年保護者会等を通じ、直接説明している	A
			B 上記Aの1, 2, 3のうち、1つ又は2つを行っている	
			C 上記Aの1, 2, 3のいずれも行っていない	
	4-(2)	いじめ認知時の保護者への情報提供	A 次のすべてを行っている 1 生徒から聴き取った事実の報告 2 学校の対応方針についての報告 3 保護者の要望を聴く 4 生徒の見守りの依頼	A
C 上記1～4のうち、1つ以上行われていないものがある				
5・その他 未然防止	5-(1)	いじめの未然防止に向けた取組の実践	A 複数の取組を実践している	A
			B 1つの取組を実践している	
			C 取組を実践していない	